

「議会について」

平成 28 年 1 月 26 日

1 地方議会・議員

(1) 地方議会

市議会は、市民の代表として直接選挙で選ばれた議員が集まり、市民生活にかかわる重要な『予算』や『条例』などの議案を、市民の意見が反映されるよう審議し、決定する議決機関です。そして、市長は、市議会で決められたことに基づいて実際に仕事をしていきます。

また、市議会では、市のお金が正しく使われ、仕事が正しく行われているかもチェックします。

このように、市長と市議会は、お互いに協力、けん制し合いながら、長崎市の発展のために活動しています。



- ア 憲法上の必置機関
- イ 住民の代表機関
- ウ 地方公共団体の議事機関であり、住民から選挙によって選ばれた議員をその構成要素とする合議制の機関
- エ 議会（議事機関）、首長（執行機関）は車の両輪として自治体の意志決定

(2) 議員

議員は、長崎市に住む満 25 歳以上の人のなかから、4 年ごとに市民の選挙によって選ばれます。現在、長崎市には 40 人の議員がいます。

※ 平成 18 年 1 月 4 日から平成 23 年 5 月 1 日までは合併に伴う特例措置により議員定数は 51 人（旧長崎市 44 人、合併町 7 人）でしたが、定数の見直しを平成 23 年の一般選挙から行っています。

- ア 議員数
 - ・条例定数 40 人 (H21. 2. 24 議決、H23 年の一般選挙から施行)
 - ・現員数 40 人
- イ 現議員の任期 H27. 5. 2 ~ H31. 5. 1

ウ 党派・会派別議員数

(H27. 6月)

党派 会派	民主党	公明党	自由 民主党	日本 共産党	社会 民主党	無所属	計
市民クラブ	7				2	2	11
明政クラブ						11	11
公明党		6					6
創生自民			3			2	5
日本共産党				3			3
自由民主党			2				2
チーム2020						2	2
計	7	6	5	3	2	17	40

2 議会の主な権限

(1) 議決権

市議会の最も基本的な仕事で、市のきまり（条例）やお金の使い方（予算）を決定したり、使われ方（決算）を認めたり、市の重要な契約や市の財産の取得・処分を決めるなど、市の仕事の重要なことがらについて決定する権限をいいます。

(2) 検査及び監査請求権

市議会が、市の行っている仕事を監視し、市の仕事が、議会が決定（議決）したとおり行われているかどうか検査したり、監査委員（会計を監督し検査する人）に監査の請求をする権限をいいます。

(3) 意見書提出権

市議会が、市民の生活に關係することがらについて、より良くなるように、国会や国・県などの関係行政庁に意見書を提出する権限をいいます。

(4) 調査権

市議会が市の仕事に関する調査を行い、場合によっては関係者の出頭、証言、記録提出を求める権限をいいます。

(5) 請願受理権

市民から提出された要望や意見である請願書を受け付け、話し合いをし、採否を決める権限をいいます。

3 市議会の会議

(1) 本会議

本会議とは議員全員が議場に集まり、提案したり、質問したり、話し合ったりして、議会としての最終的な意思を決める会議です。

- 定例会 … 年4回、2月又は3月、6月、9月、11月又は12月に開催します。
- 臨時会 … 必要に応じて、開催します。

(2) 委員会

本会議で提案された内容について、議員全員が話し合うと相当な時間がかかってしまいます。そこで、議員がいくつかのグループ（委員会）に分かれて、より詳しく調べたり、考えたりするために委員会というものが設けられています。

- 常任委員会 … 市議会には常に、つぎの4つが設置されています。
1 総務委員会 2 教育厚生委員会 3 環境経済委員会 4 建設水道委員会
- 議会運営委員会 … 議会の運営について話し合うため、設置されています。
- 特別委員会 … 複数の常任委員会にまたがる事項や、特別に審査する必要があるときに設置されています。

(1) 本会議

ア 招集 定例会・臨時会を問わず、招集権は長に専属

イ 定例会 付議事件の有無に関わらず毎年定例的に招集される議会

(ア) 回数 条例で定める回数とされており、本市では毎年4回開催

(イ) 時期 每年2月又は3月・6月・9月・11月又は12月

ウ 臨時会 必要がある場合において、特定の事件に限り招集される議会

※ 議会側に、市長に対する臨時会の招集の請求権がある。

エ 出席者（傍聴席側から見て）※別紙「資料1」参照

（中央） 議長・議会事務局長

（右側） 市長・副市長・局長・部長・特定の課長

（左側） 教育長・上下水道局長・消防局長・代表監査委員・局長・部長・議会事務局書記

（馬蹄形） 39人の議員

(2) 委員会

ア 常任委員会

(ア) 条例で置くことができる。

(イ) 議案等の実質的な審査を行うが、議会の内部的な機関であり、予備審査的な性質である。

→本会議において、委員長が審査の経過と結果を報告し、議会としての意思決定を行う。

(ウ) 複数の常任委員会に所属することができるが、本市ではすべての議員が1つの委員会に所属することとしている。

(エ) 常任委員の任期は、条例で特別の定めをすることができ、本市では、選任された時から翌年の2月又は3月に招集される議会の定例会の招集日の前日までとしている。

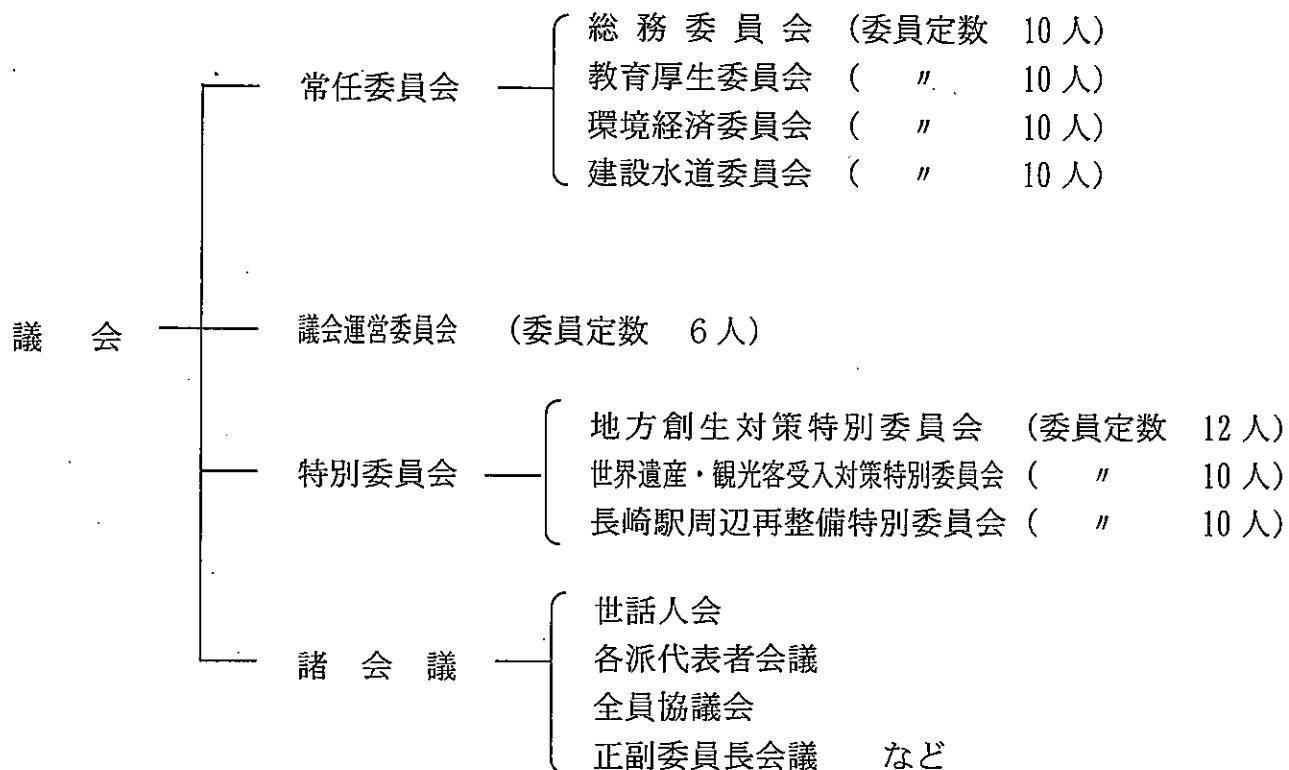
イ 議会運営委員会

議会運営（会期、委員会付託分類など）に関する協議

ウ 特別委員会

特定の重要事項を集中的に審査する必要がある場合に設置

◆委員会等の構成



◆常任委員会・特別委員会

委員会名	所管事項の概要	任期
総務委員会	秘書課、資産経営室、広報広聴課、しごと改革室、防災危機管理室、世界遺産推進室、企画財政部、総務部、理財部、地域コミュニティ推進室、市民生活部、出納室、消防局、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項	1年
教育厚生委員会	原爆被爆対策部、福祉部、市民健康部、こども部及び教育委員会の所管に属する事項	
環境経済委員会	環境部、商工部、文化観光部、水産農林部及び農業委員会の所管に属する事項	
建設水道委員会	まちなか事業推進室、土木部、都市計画部、建築部及び上下水道局の所管に属する事項	

地方創生対策特別委員会	地方創生対策について	調査終了まで
世界遺産・観光客受入対策特別委員会	世界遺産・観光客受入対策について	
長崎駅周辺再整備特別委員会	長崎駅周辺再整備について	